

# 都市計画道路太平寺上小阪線地元説明会次第

(令和8年5月20日)

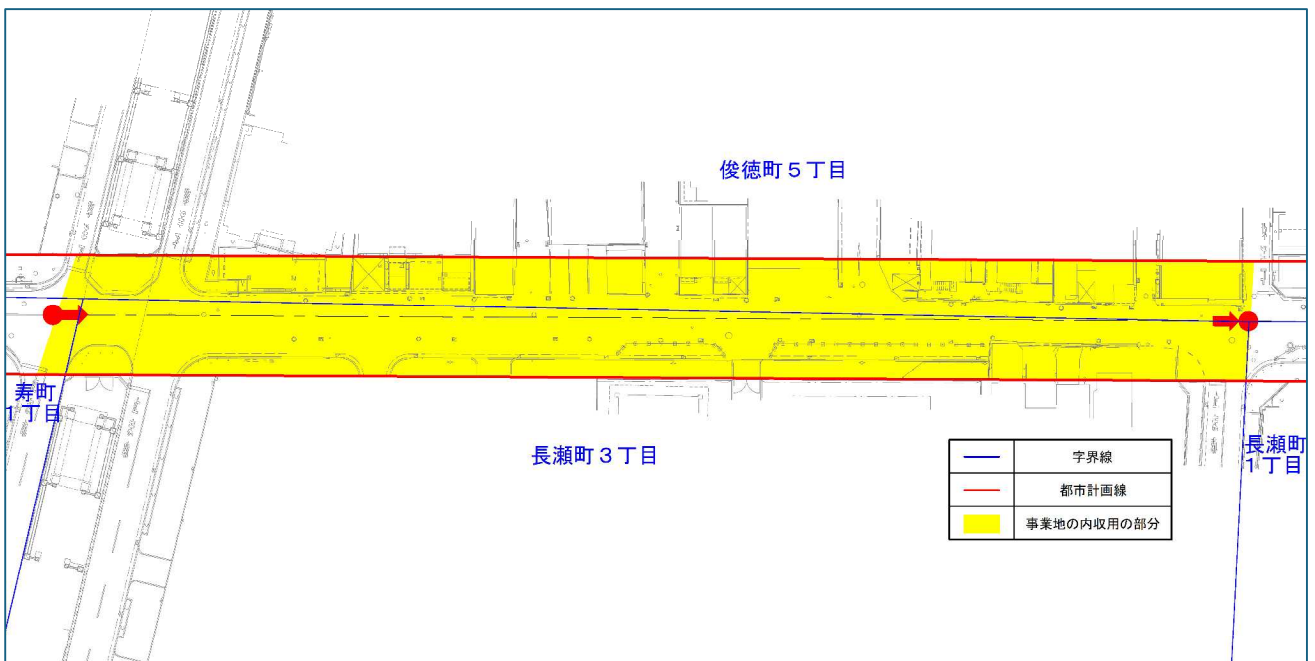
1. 東大阪市土木部道路整備室長あいさつ
2. 全体事業説明（事業の期間・範囲・新設道路の構造等）
3. 用地買収説明（用地買収の流れ・税金等）
4. 質疑応答

# 都市計画道路太平寺上小阪線 事業概要

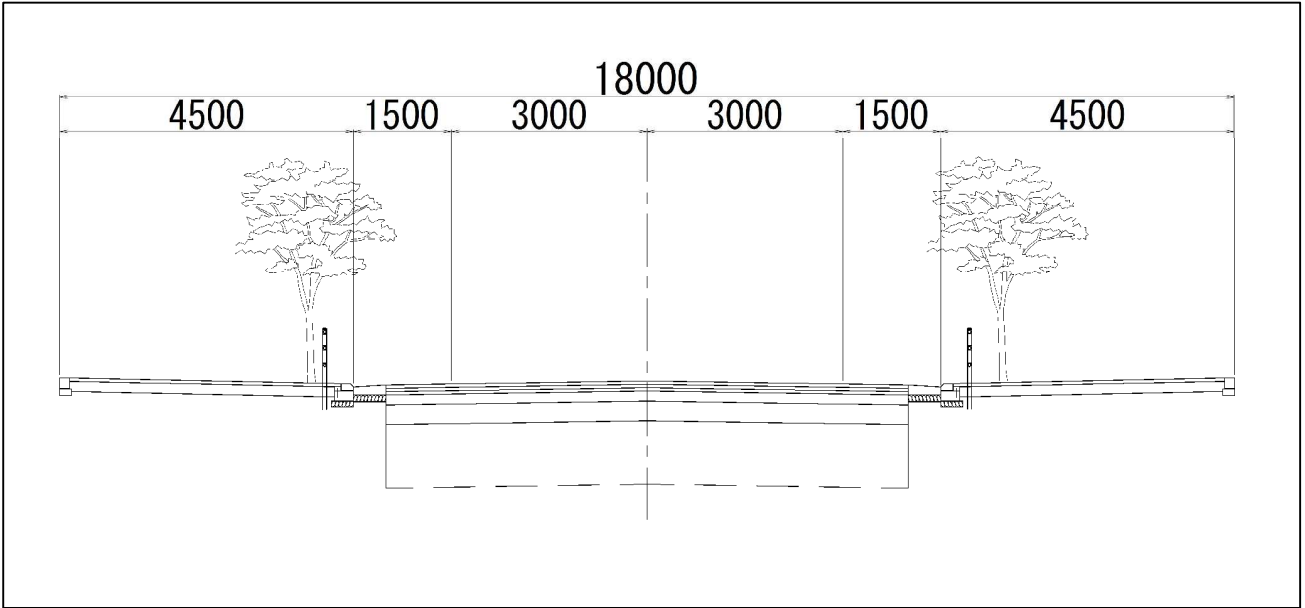
- ・ 事業の種類 東部大阪都市計画道路事業
- ・ 事業の名称 3・4・227-21号 太平寺上小阪線
- ・ 施行者の名称 東大阪市
- ・ 事業区間 東大阪市俊徳町五丁目、長瀬町三丁目、寿町一丁目地内
- ・ 事務所の所在 東大阪市役所 土木部 道路整備室 街路整備課
- ・ 認可取得日 令和8年3月25日
- ・ 事業期間 令和8年3月25日 ~ 令和13年3月31日
- ・ 延 長 180m
- ・ 幅 員 18m



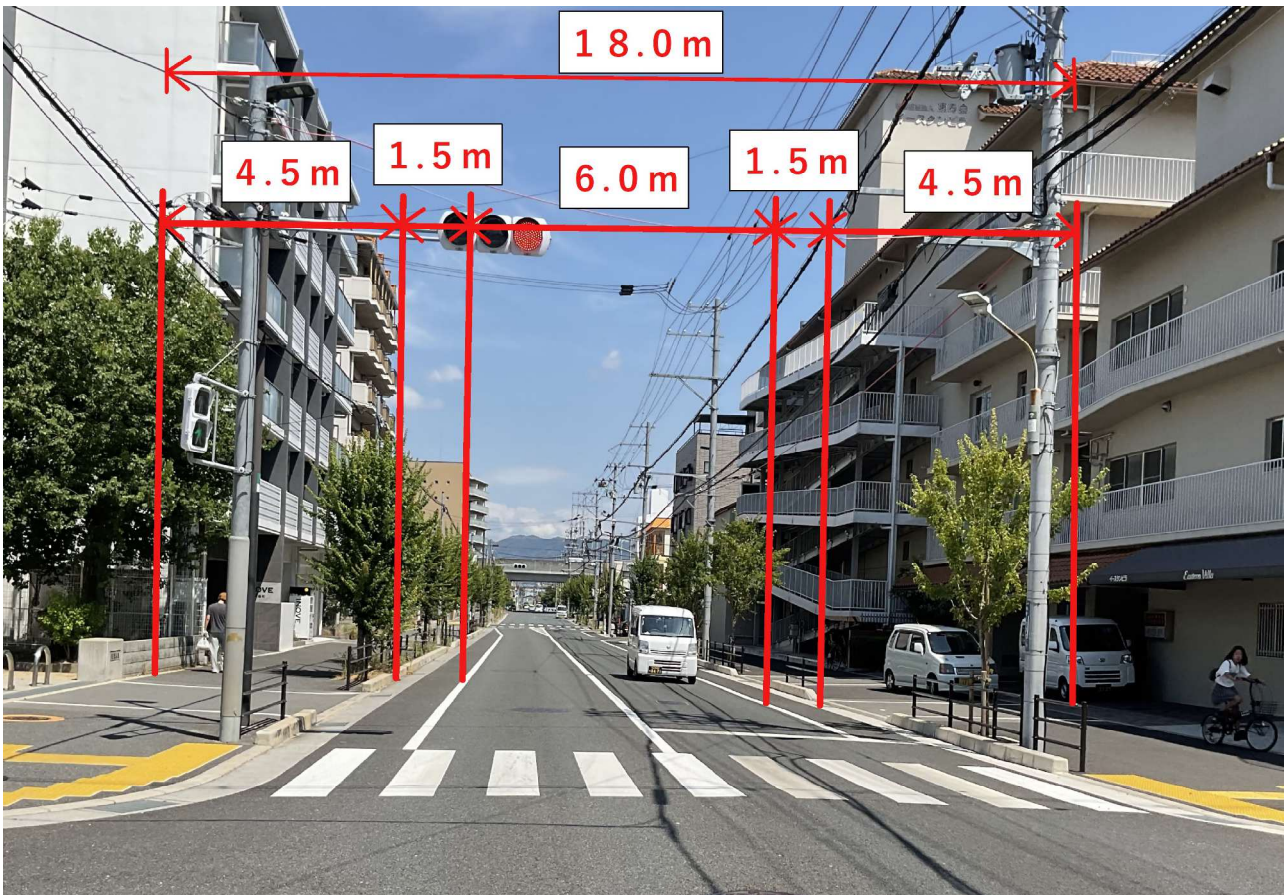
資料-1 位置図



資料-2 事業地の詳細図



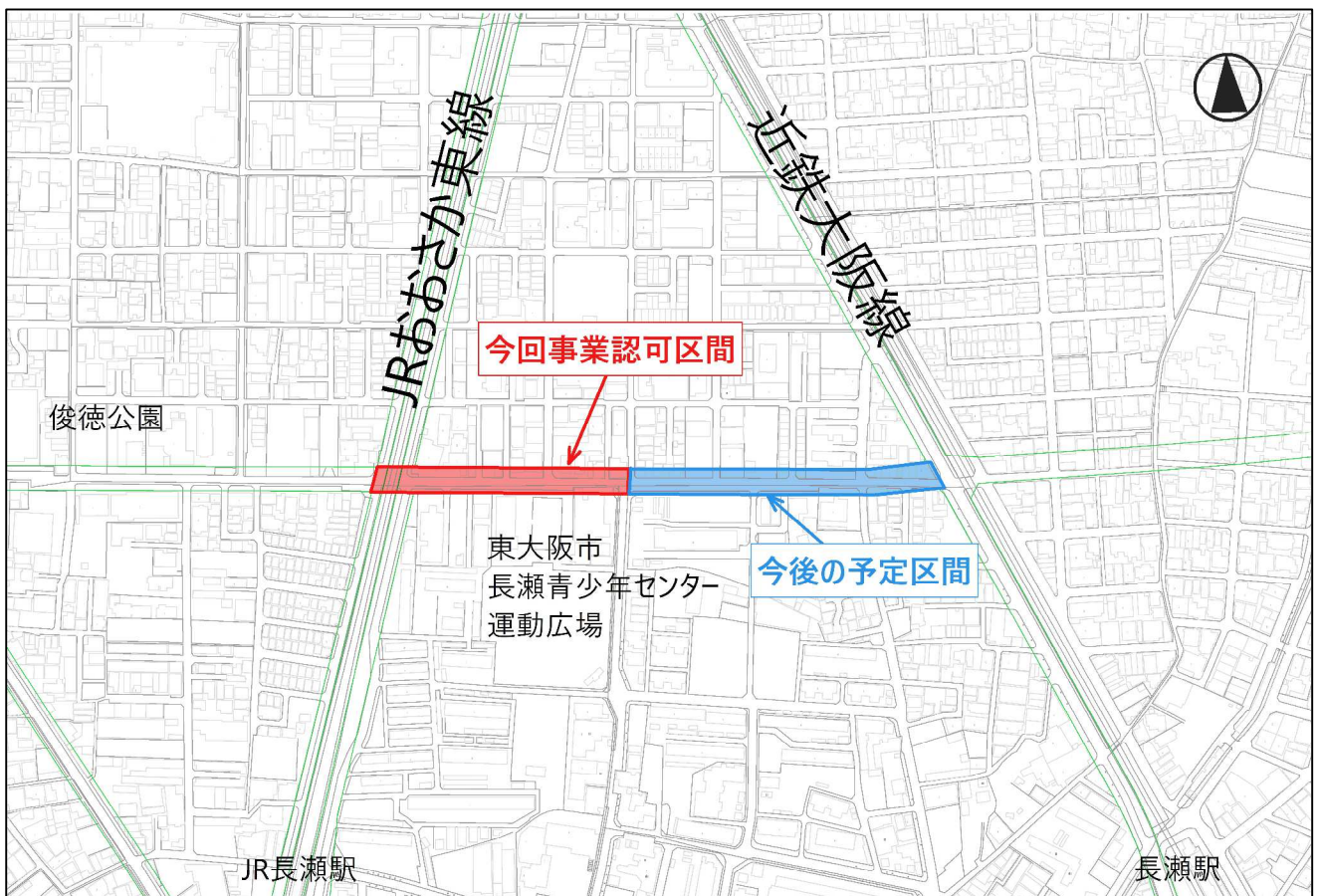
資料-3 標準横断図



資料-4 完成イメージ図

事業名	工種	R8年度					R9年度					R10年度					R11年度					R12年度						
		4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8
3・4・227-21号 太平寺上小阪線	詳細設計	→																										
	用地測量	→																										
	物件調査	→																										
	用地買収						→																					
	築造工事											→																

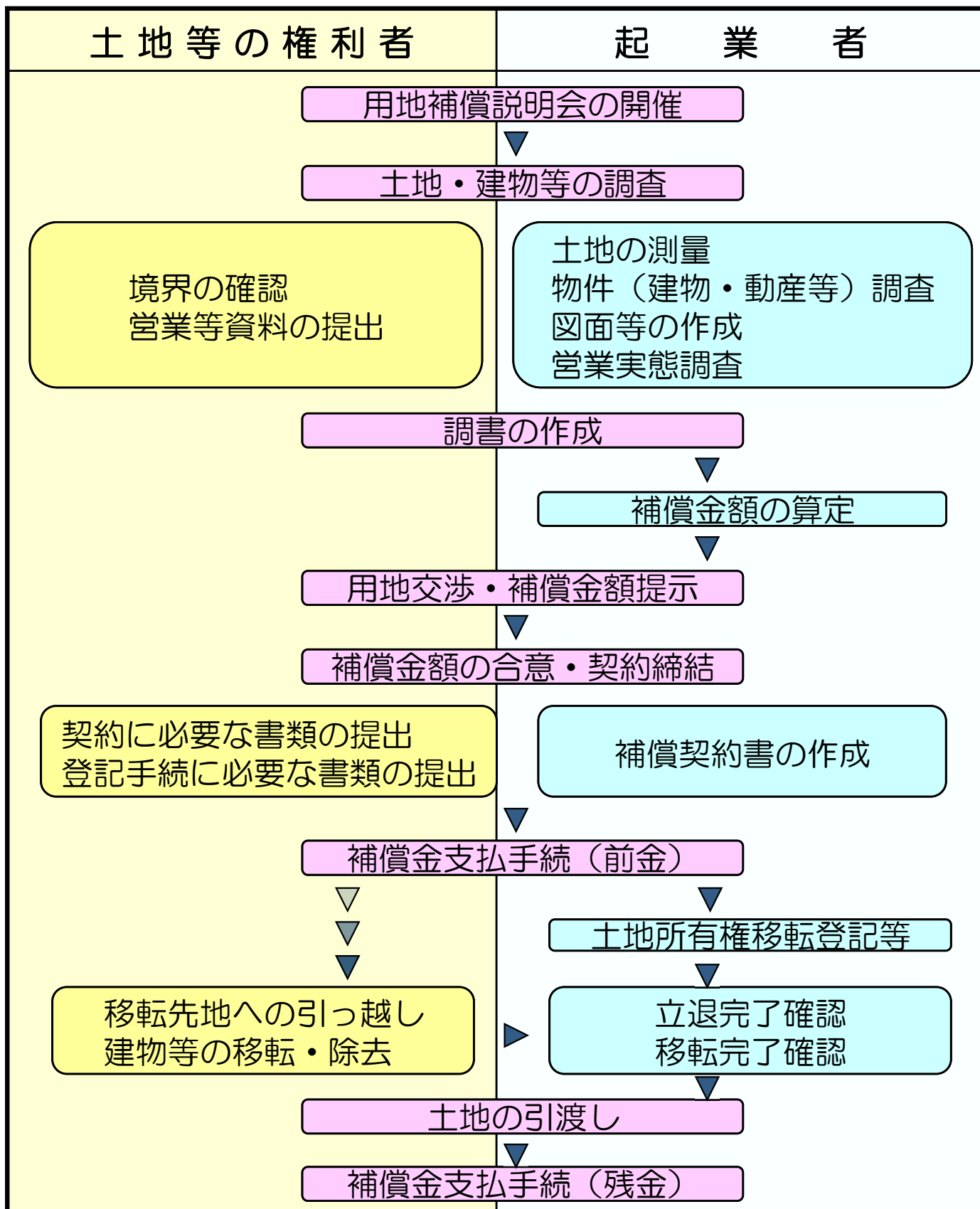
資料-5 工程表



資料-6 今後の予定

# 用地取得事務の流れ

(一例です)



(残金) お受け取り後、確定申告が必要になります。  
 確定申告されますと事業協力頂いた土地・建物の所有者を対象に  
 譲渡による所得税特別控除の対象（最大5,000万円）となり  
 ます。※詳細は税務署にご確認ください。

# 事業認可取得後の規制等について

## ① 建築等の制限（都市計画法第65条）

土地・建物所有者が、土地の形質変更、建物・工作物の建築、物件の設置を行う場合には東大阪市の許可を受ける必要があります。

（建物の増改築が該当します。）

## ② 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

土地・建物所有者が、土地・建物の取引をする場合は、施行者（東大阪市）に届け出る必要があります。

（土地・建物の売買が該当します。）

## ③ 土地の買取請求（都市計画法第68条）

土地・建物所有者は、土地を時価で買い取るよう施行者（東大阪市）に請求することができます。

## ④ 土地収用法の適用（都市計画法第69条）

事業認可の取得することにより、土地収用法の適用が可能となります。